

Ⅲ. 日本政策金融公庫の融資

公庫融資 の特徴

日本政策金融公庫(国民生活事業)は
中小企業のみなさまのための政府系金融機関です。

事業を営むほとんどの方にご利用いただけます。

ご融資に際しての保証人、担保(不動産、有価証券等)などについては、
お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。
また、不動産担保の場合には、担保設定の際の登録免許税は不要です。

長期のご返済で、お利息は固定金利です。

※金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用いただけません。

お気軽に ご相談を

日本政策金融公庫(国民生活事業)はみなさまの身近な金融機関です。

新たに事業を始められる方、事業を拡張しようとされる方のご相談を承っています。

中小企業金融の分野での長年の実績をもとに、
経営に役立つ情報をご用意しています。

【利率一覧表】(平成26年6月1日現在)

※年利		基準 金利	特利 A	特利 B	特利 C	特利 E	特利 F	特利 G	特利 N	特利 Q	特利 R	特利 T	特利 U	特利 Z	
融 資 期 間	5年以内	2.40	2.00	1.75	1.50	1.05	1.45	2.30	2.10	1.55	2.20	2.00	1.90	3.20	
	5年超 6年以内														
	6年超 7年以内														
	7年超 8年以内	2.50	2.10	1.85	1.60	1.15		2.40	2.20	1.65	2.30	2.10	2.00	3.30	
	8年超 9年以内	2.60	2.20	1.95	1.70	1.25		-	-	2.30	1.75	2.40	-	2.10	3.40
	9年超 10年以内														
	10年超 11年以内	2.70	2.30	2.05	1.80	1.35	-	-	2.40	1.85	2.50	-	2.20	3.50	
	11年超 12年以内														
	12年超 13年以内	2.80	2.40	2.15	1.90	1.45	-	-	2.50	1.95	2.60	-	2.30	3.60	
	13年超 14年以内														
	14年超 15年以内	2.90	2.50	2.25	2.00	1.55	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15年超 16年以内														
	16年超 17年以内	3.00	2.60	2.35	2.10	1.65	-	-	-	-	-	-	-	-	
	17年超 18年以内														
18年超 19年以内	3.10	2.70	2.45	2.20	1.75	-	-	-	-	-	-	-	-		
19年超 20年以内	3.20	2.80	2.55	2.30	1.85										

※上記の利率は担保を提供しない融資を希望される方となっています。

1. マル経融資（経営改善貸付）～商工会議所・商工会等の経営指導を受けている方に～

融資の種類		小規模事業者経営改善資金
融資対象		商工会長等の推せんを受けた次の事業体の方が対象となります。 1. 常時使用する従業員が、商業・サービス業では5人以下、その他の業種では20人以下の小企業者等 2. 市内で1年以上事業を営み、商工会の経営指導を受けていること。 3. 国税・地方税を完納していること。 4. 公庫の非対象業種でないこと。
融資の条件	資金使途	経営改善に必要な事業資金（運転・設備資金）
	融資限度	運転資金及び設備資金 2,000万円
	融資利率	特利F
	融資期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
	保証人担保	不要

《借入れ申込みに必要な資料》

1. 決算書(法人の方は勘定科目明細を含む)を2期分
2. 確定申告書(税務署の收受印のあるもの)を2期分
3. 借入金のある方は返済状況がわかる資料
4. 最近の試算表(決算から6ヵ月以上経過の場合)
5. 法人税・所得税、事業税、住民税の領収書又は納税証明書
6. 許認可通知書
7. 設備資金の場合は見積書
8. 法人企業は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
9. その他、不動産の謄本などをお願いする場合があります。

※環境衛生関係業種の方は、運転資金のみに限られていましたが、平成20年度より設備資金についてもご利用が可能となりました。

◎マル経融資の震災対応特枠

<ご利用いただける方>

被害証明書等を受けた方で、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う方であって、被災地（注）内に事業所を有し、事業活動を行う方

<ご融資限度額>

1,500万円 + 別枠1,000万円

<利率>（当初3年間） 特利F - 0.9%（別枠の1,000万円部分）
（4年目以降） 特利F

（注）東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島県の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）をいいます。

2. 普通貸付

～長期・固定金利でお使いみちいろいろ～

融資の種類		普通貸付
融資対象	個人または法人で事業を営まれる方 (ただし、金融業・投機的事業・一部の遊興娯楽業等の業種は除かれます。)	
融資の条件	資金用途	中小企業者の経営の安定と改善に必要な事業資金 技術革新や内外の環境変化に対応する資金(特定設備資金)
	融資限度	運転資金及び設備資金 4,800万円 特定設備資金(※) 7,200万円
	融資利率	基準利率 ※使いみち、返済期間、または担保・保証人の有無によって異なります。
	融資期間	運転資金 5年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) 特定設備資金 20年以内(据置2年以内)
	保証人等	保証人は原則1名以上必要です。 担保は必要に応じて提供する。
	返済方法	原則として月賦払いです。(元金均等、元利均等返済など)

※特定設備資金は、取扱商品、業種の変更などを行う方が対象となります。

《借入れ申込みに必要な書類》

借入申込書

決算書・確定申告書の控(2期分、法人の方は勘定科目明細を含む)

最近の試算表(決算から6ヵ月以上経過の場合)

見積書(設備資金申込みの場合)

法人の方は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

3. 担保を不要とする融資

融資の種類	担保を不要とする融資
融資対象	次の要件のすべてに該当する方が対象となります。 (1) 税務申告を2期以上行っていること (2) 原則として、所得税等を完納していること
融資条件	○資金用途 事業資金(運転資金及び設備資金) ○融資限度 4,800万円 ○融資期間 運転資金 5年以内(据置1年以内) (特に必要な場合7年(セーフティ貸付:8年<据置3年以内>)以内) 設備資金 15年以内(据置2年(セーフティ貸付:3年)以内) ○融資利率 基準金利 ○保証人 法人営業の方・・・代表者の方 個人営業の方・・・不要 ※共同経営者の方等には連帯保証をお願いする場合があります。

《借入申込みに必要な書類》

普通貸付と同様です。

4. 生活衛生貸付

飲食店営業、食肉販売業、理・美容業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業 などがご利用いただけます。

	一般貸付	振興事業貸付		生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人)
	設備資金	設備資金	運転資金	
融 資 額	7,200万円以内 ～4億円以内 (業種によって異なります。)	1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内 (業種によって異なります。)	5,700万円以内	2,000万円以内
返 済 期 間 (うち据置期間)	13年以内※1 (1年以内) ※2	18年以内 (2年以内)	5年以内※3 (6ヵ月以内)	運転 7年(1年)以内 設備 10年(2年)以内

※1 一般公衆浴場業は30年以内

※2 返済期間が7年超の場合の据置期間は2年以内

※3 特に必要な場合は7年以内(据置1年以内)

※クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります。(4,800万円以内)

※一般貸付は、原則として都道府県知事の「推せん書」が必要です。

※振興事業貸付は、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

※生活衛生改善貸付は、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方で、常時使用する従業員数が5人以下に限る。

5. 新創業融資制度

～無担保・無保証人～

融 資 対 象	<p>次の1～3のすべての要件に該当する方が対象となります。</p> <p>1. 創業の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方</p> <p>2. 雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能の要件 次のいずれかに該当する方</p> <p>(1)雇用の創出を伴う事業を始める方</p> <p>(2)技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方</p> <p>(3)現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア)現在の企業に継続して6年以上お勤めの方</p> <p>イ)現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方</p> <p>(4)大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方</p> <p>(5)既に事業を始めている場合は、事業開始時に(1)～(4)のいずれかに該当した方</p> <p>3. 自己資金の要件 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業資金の10分の1以上の自己資金(※1)を確認できる方</p> <p>※1 事業に使用される予定の無い資金は、本要件における自己資金に含まれません。</p>
融 資 条 件	<p>○資金用途 事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金</p> <p>○融資限度 3,000万円(うち運転資金1,500万円)</p> <p>○融資期間 運転資金 5年以内(据置6ヵ月以内) (特に必要な場合は7年)</p> <p>設備資金 15年以内(据置2年以内)</p> <p>○融資利率 基準金利+1.30%</p>

6. 特別貸付のご案内

融資の種類	資金名	ご利用いただける方	融資額 (万円以内)	返済期間 (年以内)	利率 (%)	
新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方	7,200 (うち運転資金4,800)	⑤5年(特に必要な場合7年) ⑥15年(特に必要な場合20年)	基準 特A,B,C	
	女性、若者/シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方			基準 特A,C	
	再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)	廃業歴等のある方で、新たに事業を始める方や事業開始後7年以内の方			基準 特A,B,C	
	新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方			基準 特A,B	
セーフティネット貸付	中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の指導や助言を受けている方	普通貸付と合わせて 4,800	⑤5年(特に必要な場合7年) ⑥15年	特A,B	
	経営環境変化資金	社会的、経済的環境の変化などにより、売上や収益が減少した方			⑤5年(特に必要な場合8年) ⑥15年	基準 特G,T,U
	金融環境変化資金	取引金融機関の経営破綻などにより、資金繰りに困難を来している方			別枠4,000	基準
企業再生貸付	取引企業倒産対策資金	取引企業の倒産により、経営に困難を来している方	別枠3,000	⑤5年(特に必要な場合8年)	基準	
企業再生貸付	企業再建・事業承継支援資金	中小企業再生支援協議会の関与などの下で、企業再建を図る方または事業承継する方	7,200 (うち運転資金4,800)	⑤5年(特に必要な場合7年) ⑥15年	基準 特A,C,Z	
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	7,200 (うち運転資金4,800)	⑤5年(特に必要な場合7年) ⑥20年	基準 特A,B,C	
	I T 資金	情報化投資を行う方			⑤5年(特に必要な場合7年) ⑥15年	基準 特A,C
	海外展開資金	海外展開を図る方			基準 特A,B,C	
	地域活性化・雇用促進資金	社会貢献方事業を営む方、承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる方など			⑤5年(特に必要な場合7年) ⑥15年(特に必要な場合20年)	基準 特A,B C,Q,T
食品貸付	—	食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズへの加盟などを行う方	7,200	⑥原則13年 (新規開業支援設備資金などは、原則15年以内(特に必要な場合20年以内))	基準 特A,B,C	
環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石・省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	7,200 (うち運転資金4,800)	⑤5年(特に必要な場合7年) ⑥15年	特A,C	
	社会環境対応施設整備資金	自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方	7,200	⑥20年	特B,C	
東日本大震災復興特別貸付		直接被害を受けた方、原発事故に係る警戒区域等、間接被害を受けた方	6,000 (各融資制度の限度額に上乗せ)	⑤15年 ⑥20年	基準 (減免措置あり)	
		震災の影響により業況が悪化している方	4,800 ※生活衛生セーフティネット貸付は別枠5,700万円	⑤5年(特に必要な場合8年) ⑥15年		